



10月16日(水)に国道13号(大仙市協和)にて特殊車両の取り締まりを実施!

特殊車両通行許可制度とは?

最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法**で定められています。



大型車両は道路を痛めたり交通に危険を及ぼすおそれがあるため**通行手続き**が必要です!!

ルールを守った運行をお願いします!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。



▲車両の重量を測定中



▲車両の長さを測定中

◆ご意見・お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 秋田国道維持出張所
〒010-0816 秋田県秋田市泉字登木73-3
TEL:018-862-2276 FAX:018-864-9040

